

新潟市子ども条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 5 7 号

新潟市子ども条例の一部を改正する条例

新潟市子ども条例（令和 3 年新潟市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「権利侵害」を「権利の侵害」に、「第 1 7 条」を「第 1 7 条—第 3 2 条」に、「第 1 8 条—第 2 1 条」を「第 3 3 条—第 3 6 条」に、「第 2 2 条」を「第 3 7 条」に改める。

第 4 章の章名中「権利侵害」を「権利の侵害」に改める。

第 1 7 条を次のように改める。

（相談及び救済）

第 1 7 条 市は、次条に定める新潟市子どもの権利救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

第 2 2 条を第 3 7 条とする。

第 5 章中第 2 1 条を第 3 6 条とし、第 2 0 条を第 3 5 条とする。

第 1 9 条第 6 項ただし書中「補欠委員」を「補欠委員」に改め、同条を第 3 4 条とし、第 1 8 条を第 3 3 条とする。

第 4 章中第 1 7 条の次に次の 1 5 条を加える。

（救済委員の設置）

第 1 8 条 市は、子どもが権利の侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するため、市長の附属機関として、新潟市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者と

して独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱します。

(救済委員の定数及び任期等)

第19条 救済委員は、3人以内とします。

2 救済委員の任期は3年とし、再任することができます。

3 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

(代表救済委員)

第20条 救済委員のうちから代表救済委員1人を置き、救済委員の互選により定めます。

2 代表救済委員は、救済委員の会議を主宰し、救済委員を代表します。

3 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、救済委員のうちから代表救済委員があらかじめ指名する者がその職務を代理します。

(兼職の禁止)

第21条 救済委員は、次の職を兼ねることができません。

(1) 衆議院議員

(2) 参議院議員

(3) 地方公共団体の議会の議員又は長

2 救済委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次の職務を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。

(3) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

- (4) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (5) 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。
- (6) 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

(救済委員の責務)

第23条 救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治目的のために利用してはなりません。
- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(尊重及び協力)

第24条 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び必要な援助をしなければなりません。

- 2 何人も、救済委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければなりません。
- 3 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、救済委員に次条第1項に規定する相談又は救済の申立てを行わなければなりません。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談又は救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に住所を有する子どもに関するもの
 - (2) 市内に通勤し、又は市内の学び・育ちの施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に規定する子どもを除きます。）に関するもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限り。）
- 2 救済の申立ては、書面、口頭又は電子メール、インターネットその他の情報通信の技

術を利用する方法により行うことができます。

(調査及び調整)

第26条 救済委員は、救済の申立てに関わる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第27条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

- (3) 救済委員の行為に関するものであるとき。
- (4) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- (5) 前条第2項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除きます。）。
- (6) 前各号のほか、調査をすることが明らかに適当ではないとき。

（是正の勧告等）

第28条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

- 2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるため意見を表明することができます。
- 3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。
- 4 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

（報告及び公表）

第29条 救済委員は、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、その関係する市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

- 2 前項の規定による報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。
- 3 救済委員は、前条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。
- 4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について、

十分な配慮をしなければなりません。

(再調査等)

第30条 救済委員は、前条第2項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整（以下「再調査等」という。）を行うことができます。

2 救済委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、その関係する市の機関に対し、改めて是正等の措置を講ずるよう勧告をし、又は制度の改善を求めるため意見表明をすることができます。

(活動状況の報告)

第31条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとします。

(庶務等)

第32条 救済委員の庶務は、こども未来部で処理します。

2 救済委員の職務を補佐するため、児童福祉又は子どもの権利に関し優れた識見を有する者を相談・調査専門員として置きます。

3 第23条第1項の規定は、相談・調査専門員に準用します。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。